

別表1（第3条関係）

1 人員基準
(1) 看護職のいずれかを常に1名以上配置（常駐）すること。
(2) サービスの内容に応じ、心理に関する知識を有する者その他事業の実施に必要な者を置くよう努めること。
(3) (1)(2)について、医療法に定める病院、診療所、助産所及び児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設で本事業を実施する場合は、サービスの提供に支障のない範囲において、本事業専任であることを要しない。
(4) 本事業を管理する者（以下「管理者」という。）を定めること。 なお、管理者は、常駐することを求めるものではなく、看護職との兼務も可能とする。ただし、看護職が管理者を兼務した場合であって、その者しかサービス提供者がいない場合は常駐することとする。
(5) 生後3箇月未満の乳児を受け入れる場合は、必ず助産師を配置すること。ただし、18時から翌10時までの時間については助産師の常駐は求めないが、必要に応じて管理・ケアが行えるよう体制を確保すること。また、18時から翌10時までの時間で助産師が不在になる時間がある場合は、保健師又は看護師のいずれかを常駐させること。
(6) 母子10組の利用に対して少なくとも1人以上の看護職を配置すること。
(7) 緊急時も施設が無人とならない体制を確保できるようにしておくこと。
2 運営基準
(1) 産後ショートステイの場合は1日で母子1組以上、産後デイケアの場合は1日で母子2組以上の受入が可能のこと。ただし、同時におおむね20人以上の妊娠婦を受け入れないこと。
(2) 産後ショートステイは3食、産後デイケアは2食の食事提供ができる体制を整えること。ただし、乳児に対する食事は、乳児の成長に応じた形態の食事を提供できること。
(3) 第5条各号に規定するサービスを提供できること。
(4) 本市が開催する研修会等に参加すること。
(5) 利用者の身体状態及び精神状態等が悪化した場合等には、緊急時の対応を施設内外で実施できること。
(6) 緊急時の対応等を含め、生後1年未満の乳児及びその母親の状況に応じた適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保すること（生後3箇月未満の乳児を受入可能とする場合は産婦人科との連携が、生後3箇月以降の乳児を受入可能とする場合は小児科との連携が望ましい。）。
(7) 本市との適切な連絡体制が確保できること。
3 設備基準（本事業専用の設備であることを要しない。）
(1) ベッド又は寝具を備えた居室（床面積は母子1組当たり6.3m ² 以上であること。）が確保されていること。
(2) 利用者が複数組いる場合であって、居室が総室（相部屋）の場合は、月齢の組み合わせや乳児期の前期・後期等で居室を分ける等の配慮をすること。また、総室（相部屋）の場合は、パーテーション等により母子ごとに占有区画を設けること。
(3) サービス提供者の居室やスタッフルームは、利用者の居室とは別に確保すること。また、サービス提供者が居室やスタッフルームに滞在している間も、利用者と円滑に連絡できるよう、ナースコール等の連絡体制を確保すること。
(4) 出入口及び窓を除き、居室と他の居室及び居室以外の施設との境は、壁又は、板戸、ふすまその他これらに類するもの（固定されたものに限る。）で区画されたものであること。
(5) カウンセリングを行う部屋及び乳児の保育を行う部屋、その他事業の実施に必要な設備が確保

されていること（本来の利用に支障がない範囲内において、空室となっている居室を活用することも可能。）。

- (6) 入浴施設及び沐浴指導施設を有すること（他の利用者との共用可能。）。
- (7) 利用する母子等の保健衛生上必要な換気、採光、照明、防湿及び防水、排水の設備を有すること。また、それらの設備は定期的に保守点検を行い、適切に維持管理すること。
- (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- (9) 避難経路を二方向以上確保すること。また、非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。

別表2（第12条、第13条、第14条関係）

階層区分	産後ショートステイ	産後デイケア
A（注1）	12,320円	6,100円
B	4,930円	2,440円
C1（注2）	490円	240円
C2（注3）		

注1 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円以上である世帯

所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条を準用する。

注2 サービスを利用する年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税が非課税の世帯

注3 生活保護法の規定による被保護世帯